

富田林市寺内町施設サウンディング・建物基礎調査業務受注候補者選定
に関する審査基準

1. 目的

この基準は、公募型プロポーザル方式による富田林市寺内町施設サウンディング・建物基礎調査業務の受注候補者を選定するための審査方法及び評価基準について定めることを目的とする。

2. 審査

審査は、富田林市寺内町施設サウンディング・建物基礎調査業務受注候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が行う。

3. 審査方法

各提案事業者から提出のあった企画提案書及びプレゼンテーションの内容に応じて、委員会各委員の自己審査の集計をもとに、全体で協議を行ったうえで、受注候補者1者、次点受注候補者1者を選定する。

なお、提案者が1者の場合についても、上記と同様の審査を行い、委員会において契約の目的を達成できると判断した場合、受注候補者として選定する。

4. 審査基準

審査の基準は下表のとおりとする。

審査項目	評価の視点	配点
本業務に向けた基本的な考え、趣旨理解	本業務の目的を十分理解するとともに、提案が本業務の求める趣旨を踏まえた上で関係法令、計画、制度内容などを理解したものとなっているか。	10点
業務実績	本業務と同等または類似する業務実績を十分有しているか。 提案者は本業務に必要な知見、ノウハウを有すると認められるか。	10点
業務遂行体制	業務遂行のために必要な人員配置を予定しているか。 また、配置予定者は業務遂行に必要な専門的知識を有しているか。 業務スケジュールに無理がなく適切な手順となっているか。また、速やかな連絡調整と、的確な進捗管理が見込まれるか。	20点

調査業務・企画提案	今回の業務の中心となる建物基礎調査、事業者サウンディングを適切に遂行することができるか。 また、調査に基づき持続可能な運営体制づくりを築くことができるか。	30点
価格	企画提案の内容に対して見積り額は妥当であるか。 他の提案者と比較して安価であるか。 (最低提示額/提示額) × 30点	30点

- ・価格 [配点 30点] を除く審査項目の 70点のうち、42点未満は不採用とする。